

○三次市総合計画審議会条例

平成16年 9月28日 条例第290号

改正

平成20年 6月26日 条例第23号

平成20年12月19日 条例第40号

平成26年12月17日 条例第41号

平成28年12月14日 条例第41号

平成30年12月19日 条例第46号

令和元年12月24日 条例第26号

三次市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 三次市総合計画及び国土利用計画の策定に関する事項を調査及び審議するため、三次市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 三次市総合計画の策定に関する事項
- (2) 国土利用計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日条例第41号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

第2条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市行政組織条例、三次市表彰条例、みよしまちづくりセンター設置及び管理条例、三次市生涯学習センター設置及び管理条例、三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、三次市体育施設設置及び管理条例、三次市営水泳プール設置及び管理条例、三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例、三次市B&G海洋センター設置及び管理条例、三次市病後児保育室設置及び管理条例、三次市都市計画審議会条例、三次市青少年問題協議会条例、三次市スポーツ推進審議会設置条例、三次市総合計画審議会条例、三次市こども発達支援センター設置及び管理条例又は三次市民ホール設置及び管理条例(以下「三次市行政組織条例等」という。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の三次市行政組織条例等の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成28年12月14日条例第41号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日条例第46号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第26号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。